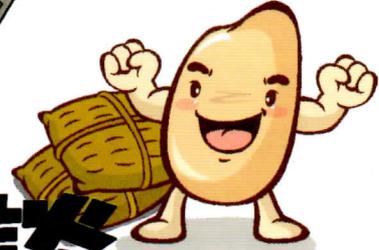
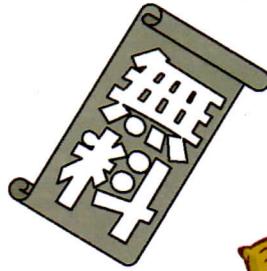


一人で悩まないでください



法律相談 解決方法は必ずあります

指導センターでは弁護士による相談を行っています

まずは、お電話ください!!

お電話(03-3445-8751)で相談日時を予約して下さい



相談日時 (原則として、毎月第3火曜)

①午前10時～

④午後2時～

②午前11時～

⑤午後3時～

③午後1時～

相談会場 東京都生活衛生営業指導センター相談室

東京都渋谷区広尾5-7-1(東京都広尾庁舎内)

- ◆相談事例・再開発に伴い立退きを余儀なくされるが、どのような条件を出せるのか。
- ・賃借契約満了に伴い、保証金・家賃の増額を要求されたが、その対応は。
- ・長年借地で営業をしてきたが、次の更新時に買取を要求された。どのような条件を出せるのか。
- ・相続財産に関しての、親族間争いの打開策について。
- ・改装工事をしたが、不良箇所が多く手直しを要求しても話し合いがつかない。その対応は。
- ・7～8年前から当店に対して、店の車にキズをつける等嫌がらせを受けている。防犯カメラにより相手を特定しているが、あとの対応は。

Etc